

倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市第七次総合計画及び第四次くらしきハーモニープランに基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向、性自認等のあり方が少数と認められる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 2人の者が、市長に対し、パートナーシップを有する旨を誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 成年に達している者であること。
- (2) 市内に住所を有する者であること。
- (3) 配偶者（届出を行っていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者又は宣誓を行うときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 近親者（直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。

(宣誓)

第4条 宣誓を行おうとする者（以下「宣誓者」という。）は、所定の宣誓書及び宣誓確認書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓を行う日（以下「宣誓日」という。）前3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他婚姻していないことを確認できる書類（宣誓日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者は、前項に規定する書類の提出のほか、当該宣誓者が本人であることを証する書類として、次に掲げるいずれかの書類を提示するものとする。

(1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他これらに類する官公署が発行したものであって、本人の写真の表示があるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める書類
(通称名の使用)

第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認めるときは、通称名（戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）に代えて、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(交付等)

第6条 市長は、第4条第1項の宣誓書及び宣誓確認書を提出した者が、第3条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、所定の宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（以下「宣誓書受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて、当該者に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により通称名が使用されたときは、本名（外国人にあっては、これに準ずるもの）及び通称名を宣誓書受領証等に記載するものとする。

(再交付)

第7条 宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、宣誓書受領証等を紛失し、毀損し、又は著しく汚損したときは、所定の再交付申請書により、再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。この場合において、同条第2項中「宣誓者」とあるのは、「受領者」と読み替えるものとする。

(変更届)

第8条 受領者は、住所又は氏名（通称名を含む。）に変更があったときは、速やかに所定の変更届を市長に提出するものとする。交付を受けた宣誓書受領証等に記載の氏名を通称名に変更しようとするときも、また同様とする。

2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(返還等)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の返還届に宣誓書受領証等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が宣誓書受領証等の返還が必要と認めるとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の返還届の提出について準用する。この場合において、同条第2項中「宣誓者」とあるのは、「受領者」と読み替えるものとする。

3 市長は、受領者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定により宣誓書受領証等が返還されたものとみなすことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により宣誓書受領証等の交付を受けたとき。
- (2) 宣誓書受領証等を不正に使用したとき。
- (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

4 市長は、第1項の規定により返還届が提出された場合であって、宣誓書受領証等の一部又は全部が添付されなかったとき又は前項の規定により宣誓書受領証等が返還されたものとみなしたときは、当該宣誓書受領証等に係る交付番号その他の適当と認める情報について公表することができる。

(啓発)

第10条 市は、市民等に対し、パートナーシップの宣誓の趣旨に関する啓発を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 宣誓に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。